

大阪府立堺支援学校 部活動に係る活動方針

令和6年4月1日

1. 部活動の目的

共通の目的や関心をもって、文化的・体育的活動を行い、個性の伸長をはかるとともに、集団の一員としての自覚を深め、友だちと協力することや、自主的・実践的態度を育てることを目的とする。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者に提示し、学校の担うべき部活動の目的や顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- (2) 部活動指導者は顧問を含む複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 週あたり1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 1日の活動時間は、平日では1時間30分程度、学校の休業日（大会等での活動）は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (3) 学校の休業日に練習試合や大会等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

4. 指導について

- (1) 生徒との信頼関係の下に、互いを尊重し合いながら活動を進める、身体に苦痛を与えたり威圧的な態度をとったりするような指導は行わない。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒一人ひとりの考え方を大切にし、生徒の自主的・自発的な参加により行われるよう配慮する。

5. その他

- (1) 気象庁の高温注意報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の運動を原則として行わない等、適切に対応する。
- (2) 実施が可能と判断し活動する際にも、生徒の健康管理を最優先に考え、参加生徒の健康観察を実施し、長時間のランニングや激しい運動は避け、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底する。
- (3) 万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。